

令和 3 年 4 月 1 日
高岡市総務部管財契約課

入札及び見積徴収における製品選定の実施について

仕様書に「製品選定を要する」と記載のある案件については、入札（または見積徴収）参加するにあたり、必ず以下の手順により事前に確認を受けてください。

1 製品選定書の提出

(1) 提出先

高岡市役所管財契約課

住所 933-8601 富山県高岡市広小路 7 番 50 号

FAX 0766-20-1383

(2) 提出期限

通知書（指名通知書もしくは見積依頼通知書）に記載

(3) 提出書類

① 製品選定書

② 製品の規格、性能、定価等が確認できるカタログの写し等

③ その他仕様書等で定める書類

(4) 提出方法

① 持参

② 郵送 提出期限日必着

③ FAX 送信後、必ず電話連絡を行うこと。(TEL 0766-20-1437)

2 製品選定決定の通知

提出された製品選定書及びカタログの写しを担当課にて審査し、その製品での納品が可能であると認定できれば「認定」、不認定であれば「不認定」に丸をつけ、提出日の翌営業日中に F A X にて返送します。

なお、回答が届かない場合は、管財契約課までご連絡ください。

4 その他

製品選定を受けていない物品で、入札書または見積書の提出をすることはできません。申請期限日までに製品選定書の提出が確認できない場合は、入札（または見積徴収）への辞退となります。